

福井県報

第 311 号
令和 6 年
8 月 13 日 (火)
火曜日発行

目次

(※は県例規集登載事項)

告示

- 生活保護法の規定による指定医療機関の指定(三五三・地域福祉課)……………一
- 生活保護法の規定による指定医療機関の変更および廃止(三五四・同)……………一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定(三五五・障がい福祉課)……………二
- 指定公金事務取扱者の指定(三五六・商業・市場開拓課)……………三
- 道路の位置の指定(三五七、三五八・丹南土木事務所)……………三

公告

- 土地改良区の役員の退任(二件・福井農林総合事務所)……………四
 - 団体営土地改良事業の工事の完了(奥越農林総合事務所)……………四
 - 土地改良区の役員の退任(四件・丹南農林総合事務所)……………四
 - 土地改良区の役員の就任(四件・同)……………五
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(五件・会計課)……………五
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(武生商工高等学校)……………七
- 教育委員会告示**
- 教育職員免許状の失効(六、七・教職員課)……………七
- 公安委員会規則**
- ※福井県公安委員会運営規則の一部を改正する規則(六・総務課)……………九
- 公安委員会告示**
- 警備業法第二十三条第一項に基づく検定の実施(七九・生活安全企画課)……………一〇

告示

福井県告示第353号
生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定医療機関から指定の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和6年8月13日

福井県知事 杉本 達治

指定日	医療機関名称	医療機関住所
R6.3.25	品川クリニック	鯖江市長泉寺町4号10番8
R6.5.1	アイン薬局 越前高瀬店	越前市高瀬1丁目31-15

福井県告示第354号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から変更および廃止の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和6年8月13日

福井県知事 杉本 達治

届出日	内容	医療機関名称	医療機関住所
R6.5.1	開設者変更	日本調剤 三島町薬局	敦賀市三島町1丁目5-16-2
R6.5.1	開設者変更	日本調剤 越前薬局	越前市元町6-5
R6.5.1	開設者変更	日本調剤 小浜薬局	小浜市大手町2-11
R6.4.1	開設者変更	ハジメト薬局 サンゾラザ店	勝山市元町1丁目7-28 サンゾラザ1階
R6.4.30	開設者住所変更	さくら薬局 越前平出店	越前市平出1丁目12番28号
R6.4.30	開設者住所変更	さくら薬局 越前大野店	大野市春日1丁目11番13号
R6.4.30	開設者住所変更	さくら薬局 坂井丸岡店	坂井市丸岡町羽崎32-7-4
R6.4.30	開設者住所変更	コーナン薬局	鯖江市鳥羽2丁目6-10
R6.4.1	管理者変更	市立敦賀病院	敦賀市三島町1丁目6-60
R6.4.1	管理者変更	レイクヘルズ美力病院	三方上中郡若狭町気山315号1番地の9
R6.3.21	管理者変更	クスリのアオキ大田薬局	越前市上大田町第50号3番地1
R6.5.21	管理者変更	クスリのアオキ大野薬局	大野市月美町1002番地
R6.5.21	管理者変更	クスリのアオキ北野薬局	鯖江市北野町1丁目1番33号
R6.5.21	管理者変更	クスリのアオキ春江薬局	坂井市春江町江留下高道132番地
R6.6.1	管理者変更	エンゼル調剤薬局鯖江店	鯖江市旭町1丁目9-17-1
R6.4.9	管理者変更	アルブ薬局かすみ店	坂井市丸岡町霞町2丁目13番地1
R6.6.16	管理者変更	チェリー調剤薬局	坂井市三国町安高30-1-2
R6.3.24	廃止	品川クリニック	鯖江市中野町第56号1番地1
R6.3.31	廃止	長田内科胃腸科医院	丹生郡越前町江波50-76
R6.6.1	廃止	越前診療所	丹生郡越前町米ノ46-1-1
R6.4.30	廃止	アイン薬局 越前高瀬店	越前市高瀬1丁目31-15

福井県告示第355号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年8月13日

福井県知事 杉本 達治

薬局

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者名称	代表者	開設者住所	指定日
精神通院医療	宝永らいふ薬局	福井市宝永1丁目35-8	北陸クオール株式会社	代表取締役 今庄 由浩	石川県金沢市沖町ニ31	令和6年8月1日

精神通院 医療	イオン薬局福井開発店	福井市西開発3丁目205番 スタイル福井開発2階	イオン	イオンリテーラ株式会社	代表取締役 井出 武美	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番 地1	令和6年8月1日
------------	------------	-----------------------------	-----	-------------	----------------	------------------------	----------

福井県告示第356号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、「インバウンド受入環境整備事業」にかかる助成金支払業務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年8月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社ウララコミュニケーションズ
福井県福井市板垣3丁目1510
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
「インバウンド受入環境整備事業」にかかる助成金支払業務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和6年7月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和6年7月12日

福井県告示第357号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月13日

福井県丹南土木事務所長 笹木 俊和

- 1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
越前市東千福町25番30号
西部開発
代表 中屋 敬三
- 2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
越前市馬上免町3字数寄4番36、数寄4番3の一部	7.00～7.17	7.68

福井県告示第358号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月13日

福井県丹南土木事務所長 笹木 俊和

1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名

鯖江市上鯖江1-10-12

サンサン開発センター 代表 木水 博

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
鯖江市和町31字二反八畝 4番12の一部	6.00	71.18

公 告

社江守土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年7月16日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年8月13日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 野村 昭一 福井市花堂北2丁目19-3

足羽川堰堤土地改良区連合から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年7月12日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年8月13日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 川江 豊 福井市脇三ヶ町45-1

団体営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月13日

福井県知事 杉本 達治

1 地区名

赤尾新大堤地区
2 土地改良事業の名称
土地改良施設突発事故復旧事業
3 工事完了年月日
令和6年5月10日

龍ヶ淵土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年8月13日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

監 事 吉田 守 越前市稲寄町12-3

江ノ西土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年8月13日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 兵 勝 越前市瓜生町40-33

〃 吉田 芳和 越前市瓜生町49-14

〃 兵 昭市郎 越前市瓜生町41-19

〃 堀川 又栄 越前市瓜生町37-11

〃 馬場 宏一 越前市瓜生町40-18

〃 吉田 守 越前市稲寄町12-3

〃 吉田 利夫 越前市稲寄町13-14

〃 吉田 裕治 越前市稲寄町13-6

〃 吉田 光浩 越前市稲寄町13-18

監 事 吉田 雅和 越前市稲寄町14-16

〃 吉田 久弥 越前市稲寄町13-8

〃 三田村弥寿雄 越前市瓜生町37-8

〃 村上 重明 越前市村国3丁目3-9

武生広瀬土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年7月11日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年8月13日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 庭本 良一 越前市広瀬町108-25

武生坂口土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年8月13日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

監 事 中野 利和 越前市中山町58-10

龍ヶ淵土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年8月13日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

監 事 堀川 一男 越前市瓜生町40-28

江ノ西土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年8月13日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 吉田 健秀 越前市稲寄町8-22

〃 吉田 守 越前市稲寄町12-3

〃 吉田 雅和 越前市稲寄町14-16

〃 吉田 利夫 越前市稲寄町13-14

〃 吉田 裕治 越前市稲寄町13-6

〃 兵 秀雄 越前市瓜生町43-2

〃 館 昭夫 越前市瓜生町36-5

〃 堀川 一男 越前市瓜生町40-28

〃 田邊 雅博 越前市瓜生町37-56

監 事 三田村弥寿雄 越前市瓜生町37-8

〃 宇野 一幸 越前市瓜生町49-6

〃 吉田 光浩 越前市稲寄町13-18

〃 村上 重明 越前市村国3丁目3-9

武生広瀬土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年7月12日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年8月13日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 山本 明夫 越前市広瀬町132-16

武生坂口土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年8月13日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

監 事 宮川 清治 越前市中山町58-6

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月13日

福井県知事 杉本 達治

1 落札に係る物品の名称および数量

福井県立学校等校務用パソコン調達（その1）（教育政策課）

ノートパソコン一式 324台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県教育庁教育政策課

福井県福井市大手3丁目17-1

3 落札者を決定した日

令和6年7月31日

4 落札者の名称および住所

三谷商事株式会社

福井県福井市豊島1丁目3-1

5 落札金額

- 43, 730, 280円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和6年6月18日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

- 令和6年8月13日
福井県知事 杉本 達治
- 1 落札に係る物品の名称および数量
福井県立学校等校務用パソコン調達（その2）（教育政策課）
ノートパソコン一式 430台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県教育庁教育政策課
福井県福井市大手3丁目17-1
落札者を決定した日
令和6年7月31日
- 3 落札者の名称および住所
株式会社TAS
福井県敦賀市昭和町2丁目2-22
- 5 落札金額
43, 993, 730円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和6年6月18日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

- 令和6年8月13日
福井県知事 杉本 達治
- 1 落札に係る物品の名称および数量
福井県立学校等校務用パソコン調達（その3）（教育政策課）
ノートパソコン一式 306台

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県教育庁教育政策課
福井県福井市大手3丁目17-1
落札者を決定した日
令和6年7月31日
- 3 落札者の名称および住所
三谷商事株式会社
福井県福井市豊島1丁目3-1
- 5 落札金額
41, 300, 820円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和6年6月18日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

- 令和6年8月13日
福井県知事 杉本 達治
- 1 落札に係る物品の名称および数量
福井県立学校等校務用パソコン調達（その4）（教育政策課）
ノートパソコン一式 498台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県教育庁教育政策課
福井県福井市大手3丁目17-1
落札者を決定した日
令和6年7月31日
- 3 落札者の名称および住所
株式会社TAS
福井県敦賀市昭和町2丁目2-22
- 5 落札金額
50, 950, 878円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和6年6月18日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月13日

福井県知事 杉本 達治

- 落札に係る物品の名称および数量
福井県立学校等校務用パソコン調達（その5）（教育政策課）
ノートパソコン一式 298台
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県教育庁教育政策課
福井県福井市大手3丁目17-1
- 落札者を決定した日
令和6年7月31日
- 落札者の名称および住所
三谷商事株式会社
福井県福井市豊島1丁目3-1
- 落札金額
40,221,060円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 規則第4条の規定による公告を行った日
令和6年6月18日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年8月13日

福井県知事 杉本 達治

- 落札に係る物品の名称および数量
FA制御総合実習システム 1式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立武生商工高等学校
福井県越前市文京1丁目14-16
- 落札者を決定した日
令和6年7月25日
- 落札者の名称および住所

轟産業株式会社

福井県福井市毛矢3丁目2-4

落札金額

80,300,000円

契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

規則第4条の規定による公告を行った日

令和6年6月11日

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第6号

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は効力を失ったので、教育職員免許に関する規則（昭和30年福井県教育委員会規則第3号）第35条の規定により公告する。

令和6年8月13日

福井県教育委員会

1 失効した免許状

氏名	南出 龍哉	本籍地	福井県
免許状の種類	高等学校教諭一種免許状（商業）（平27高一第1693号） 授与年月日 平成28年3月19日 授与権者 京都府教育委員会		
失効年月日	令和6年7月26日		

2 失効の理由

教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号イ）該当

福井県教育委員会告示第7号

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は効力を失ったので、教育職員免許に関する規則（昭和30年福井県教育委員会規則第3号）第35条の規定により公告する。

令和6年8月13日

福井県教育委員会

1 失効した免許状

氏名	山岸 愛斗	本籍地	福井県
失効した免許状			

免許状の種類	高等学校教諭一種免許状(商業)(令3高一第1779号)
授与年月日	令和4年3月31日
授与権者	大阪府教育委員会
失効年月日	令和6年7月26日

2 失効の理由

教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行規則第74条の2第8号イ)該当

公安委員会規則

福井県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年八月十三日

福井県公安委員会 委員長 奥井 隆

福井県公安委員会規則第六号

福井県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

福井県公安委員会運営規則(昭和二十九年福井県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会議)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 定例会議は、日時を定めて委員長がこれを招集する。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(会議)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 定例会議は、<u>毎月三回</u>、日時を定めて委員長がこれを招集する。</p> <p>3～5 (略)</p>

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第79号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和6年8月13日

福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

1 検定の区分、実施日、時間および場所

(1) 検定の区分、実施日および時間

ア 学科試験

検定の区分	実施日	実施時間
交通誘導警備業務1級	令和6年11月12日（火）	午前9時30分から 午前11時まで
交通誘導警備業務2級		午後1時30分から 午後3時まで

イ 実技試験

検定の区分	実施日	実施時間
交通誘導警備業務1級	令和6年12月5日（木）	午後1時から 午後5時まで
交通誘導警備業務2級		午前8時30分から 正午まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

福井県福井市宝永3丁目8番1号

福井県警察本部菱分庁舎1階第1会議室

イ 実技試験

福井県越前市余田町第2号1番地1

福井県警察本部交通部運転免許課丹南分室

2 定員

各20人

3 受検資格

(1) 交通誘導警備業務2級

福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員

(2) 交通誘導警備業務1級

(1)に掲げる者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上である者

イ 福井県公安委員会が、アに掲げる者と同等以上の知識および能力を有すると認める者

4 検定試験の方法および内容

学科試験および実技試験により行う。

ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(1) 交通誘導警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(ウ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 申請手続等

(1) 受付期間

令和6年9月30日（月）から同年10月4日（金）までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後5時までの間（日曜日および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。）

- (2) 検定申請書の提出先
検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という。）の住所地または検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署
なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。
- (3) 提出書類等
- ア 検定申請書 1通
- イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの） 2葉
- ウ 検定申請者の住所地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者の住所地を疎明する書面 1通
- エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- オ 3(2)アに該当する者にあつては、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写しおよび当該合格証明書の交付を受けた後、当該業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面 各1通
- カ 3(2)イに該当する者にあつては、当該疎明書面 1通
- (4) 受検手数料
1 4,000円に相当する手数料を、受付時に受理番号を取得してから納入すること。
なお、納付された受検手数料は、返還しない。
- 6 その他
- (1) 検定受検時の携行品
- ア 学科試験
- ・ 筆記用具
 - イ 実技試験
 - ・ 筆記用具
 - ・ 雨具
 - ・ 警笛
- (2) 受検票の交付
受検票は、学科試験当日の受付時に交付する。
- 7 検定に関する問合せ先
福井県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話0776-22-2880（内線3192、3193）または各警察署生活安全課（係）

令和六年八月十三日発

行

発行人

〒910-1858

福井県福井市大手三丁目十七番一
号 福井県